

筑紫野市医療的ケア児等在宅レスパイト事業に関するQ&A

令和8年8月作成

Q1 この事業の目的は何ですか？

A1 人工呼吸器管理、たん吸引や経管栄養等、日常生活を営むために医療を要する状態にある人（以下、医療的ケア児等という。）は、常時介護や医療的ケアが必要な方が多いため、介護を担う家族への負担が非常に大きくなります。そのご家族への負担を少しでも和らげるためには休息（レスパイト）が必要です。

本事業は、医療的ケア児等の看護のために、訪問看護事業所を利用する家族に対し、レスパイト利用に係る経費を助成することにより、在宅の医療的ケア児等の看護及び介護を行う家族の負担軽減を図るものです。

Q2 この事業の助成を受けることができる対象は、こういった方ですか？

A2 筑紫野市内に居住し、筑紫野市に住民票のある医療的ケア児等の家族です。

Q3 この事業の対象となる医療的ケア児等とは、こういった方ですか？

A3 在宅で、同居家族による看護や介護を受けて生活しており、（１）または（２）の要件を満たす人です。

（１）医療的ケア児（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）

訪問看護により、医療的ケアを受けている。

（２）医療的ケア者（18歳以上の人）

次の①～②の全てに該当

①訪問看護により、医療的ケアを受けている。

②人工呼吸器又は、気管カニューレを装用している。

Q4 助成対象経費は、こういったものですか？

A4 訪問看護事業所が、在宅の医療的ケア児等を対象に家族に代わって行う看護のうち、健康保険法の適用の対象となる訪問看護の時間を除いた部分です。つまり、医療保険が適用とならず、全額利用者負担となる経費です。

Q5 事業実施の場所は決まっていますか？

A5 医療的ケア児等の自宅又は自宅以外の場所で利用することができます。

自宅で利用する場合は、家族の外出や休養時間に併せて、健康保険法の適用となる訪問看護の時間に引き続いての事業利用を想定しています。

また、訪問看護事業所が訪問看護を提供することができるかと判断した場所であれば、原則、利用場所の制限はありません。例えば、親戚宅で行う訪問看護等の外出先における事業利用を想定しています。

ただし、障がい福祉サービス等事業所（障害児通所支援事業所、就労継続支援事業所等）の他、保育所、認定こども園、幼稚園、学校の中や行事等での利用については、原則対象となりません。

【利用の例】

- ・ 自宅での訪問看護(健康保険法の適用となる時間を除いた分)
- ・ 親戚宅や図書館等への移動時の付き添い・外出先での実施
- ・ 通院時の付き添い
- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園・学校・障がい福祉サービス事業所等への登下校、登降園の付き添い(障がい福祉サービス事業所については、送迎の支援が受けられない場合)

【原則、対象とならないサービス】

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園・学校の中や行事等での医療ケア
- ・ 障がい福祉サービス事業所(通所サービス等)については、看護師配置に関する加算・報酬を算定をしている事業所内でのサービス

Q6 助成額は、どのように計算されますか？

A6 対象となる費用の9割です。ただし、生活保護を受けている場合や市民税非課税世帯の場合は、10割です。また、0.5時間につき3,750円が上限です。

なお、利用は0.5時間単位で、1回の利用において0.5時間未満の端数を生じた場合は、端数を切り捨てます。

＜例＞10時から12時までの利用で、健康保険法の適用での訪問看護(1.5時間)に追加して本事業を利用し、訪問看護事業所の単価設定が0.5時間につき3,750円であった場合。

10時から11時30分まで…健康保険法適用による訪問看護(1.5時間分)

医療保険での請求、医療保険での自己負担

11時30分から12時まで…当該事業の適用(0.5時間分)

3,750円のうち1割(375円)が利用者負担

9割(3,375円)が助成対象

※交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用(施設の入場料等)については、訪問看護ステーションから費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護ステーションにご確認ください。

Q7 利用時間に上限がありますか？

A7 医療的ケア児等1人につき、1年度あたり(4月1日から翌年3月31日まで)104時間が上限です。

Q8 申請・決定の際、なぜ訪問看護事業所を経由するのですか？

A8 この事業の実施は、医療的ケア児等が利用されている訪問看護事業所の協力が不可欠な事業であり、円滑な事業運営のために、このような手続きの方法にしています。

また、訪問看護事業所から報告・請求を受けることで、市から直接訪問看護事業所に助成金を支払うことができ、利用者の一時的な全額自己負担が不要になります。

Q9 複数の訪問看護事業所を利用できますか？

A9 利用（変更）申請書の「利用する訪問看護事業所」の欄に利用する訪問看護事業所を全て記載してください。事業利用があった場合は、市に提出した報告書の写しを各訪問看護所で共有する等して、年間の上限時間数を超えないように調整してください。

Q10 利用した場合の報告書の提出は？

A10 事業を実施した訪問看護事業所は、実施月の翌月 10 日までに筑紫野市生活福祉課障がい者福祉担当まで報告書を提出してください。

Q11 年度更新に手続きは必要ですか？

A11 年度毎に利用申請が必要です。利用を継続される場合は、年度末に翌年度利用へ向けて利用申請を行ってください。